

学校感染症による出席停止と感染症罹患報告書の提出について

学校感染症にかかった場合は、学校保健安全法により出席停止の扱いとなります。本人の治癒を図るばかりでなく、他の生徒への感染を防止する観点からも、医師の指示に従い自宅で休養してください。感染が疑われた場合は、下記の流れでのご対応をお願いいたします。

- ①登校を見合わせ、病院の受診をお願いいたします。
- ②診断が確定したら、必ず担任にご連絡ください。
- ③治療後最初の登校日に、以下のアまたはイをご提出ください。

ア(本校の様式「**感染症罹患報告書**」に記入の上、「**病院受診の領収書または薬剤明細書**」を貼付する)
イ(病院の様式「**診断書**」※有料)

※出席停止期間中に本校の様式を受け取れなかった場合は、登校時に受け取り、1週間以内にご提出ください。又、ホームページに様式を掲載していますのでご活用ください。

ホームページURL <https://reimei.ed.jp/>

●出席停止となる感染症の種類と出席停止期間の基準

	病 名	出席停止期間の基準
第 2 種	新型コロナウイルス感染症	発熱した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで(発症日を0日とする)
	インフルエンザ (鳥インフルエンザH5N1を除く)	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで(発症日を0日とする)
	百日咳	特有の咳が消失、または5日間の抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	腫れが出た後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹(3日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状消退後2日を経過するまで
第 3 種	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	症状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで
	・コレラ・細菌性赤痢 ・腸管出血性大腸菌感染症 ・腸チフス・パラチフス	症状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで
	・流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎 ・その他の感染症	※その他の感染症は必要があれば、学校医の意見を聞き、第3種の感染症として措置をとることができる疾患です。